

HP 案内文書です。

令和2年4月28日

時短勤務実施のお知らせ

この度、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の蔓延が収束しない中、7都府県においては、緊急事態宣言が発令されました。

つきましては、株式会社東京信友は当社全社員の新型コロナウイルスへの感染リスクを軽減することと共に、通勤時間帯の混雑緩和の抑制に対応するため以下の要領で時短勤務を実施いたします。

この勤務時間の短縮変更に伴い、お客様には多々ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

《時短勤務要領》

- 期間：2020年4月20日(月)～当面の間
- 勤務時間：10:30(AM)～16:30(PM)
- ※今後の情勢によっては時間変更をする場合があります。

以上